

法体園地再整備計画策定業務

特記仕様書

1. 業務名称

法体園地再整備計画策定業務委託

2. 業務の目的

本市では、「由利本荘市観光振興計画」の中で、鳥海山を核とした広域観光振興を掲げ、周辺自治体等と連携しながら、鳥海山エリアの観光開発に取り組んできた。

中でも、鳥海山観光のハイライトとして人気の高い法体の滝については、「鳥海山観光ビジョン」でも「鳥海山エリアの顔」と位置付けるなど、重要な観光スポットであるが、滝の下流部に当たる百宅地区では「鳥海ダム」の建設工事が進められていることから、法体の滝へのアクセスルートや河川区域の変更など、法体園地を取り巻く状況が大きく変化してきている。

本業務は、鳥海ダム建設を契機として、観光客のニーズに合わせた満足度の高い観光拠点として、また本市の鳥海山エリアの顔として、法体園地の機能強化と、魅力向上を図るための「法体園地再整備基本計画」を策定するものである。

3. 受託者の決定

別紙「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル実施要綱」に基づき選定し、契約する。

4. 委託業務の履行期間

契約日から令和5年2月28日

5. 委託業務の内容

委託業務は、「法体園地再整備計画策定業務」に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

この委託業務は、法体園地再整備計画策定業務等に必要と思われる事項を明記しており、プロポーザル実施において決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

なお、策定スケジュールは令和4年度内の作業として期間設定すること。

- (1) 法体園地の現状調査と将来の利活用方法の検討
 - ・ 現行計画、各種構想、会議録等の資料を踏まえた現状分析と方向性であること
 - ・ 市内外の周辺観光地等との関係性や地域の役割を勘案した将来方針であること
- (2) 法体園地の再整備方針の検討
 - ・ 地域の観光事業者や交通事業者等のステークホルダーに配慮した方針なのであること
 - ・ 鳥海ダム工事の進捗に配慮した事業計画であること
 - ・ 法体園地を拠点としたアウトドアアクティビティの可能性を示す計画であること
 - ・ 鳥海山を取り巻く周辺自治体との協調性のある整備方針なのであること
- (3) 法体園地及び周辺環境を考慮したコンセプトデザインの検討
 - ・ 鳥海ダム及び周辺観光地、並びに地域性に配慮したコンセプトデザインであること
 - ・ 市内誘導看板等の統一したデザインの提案であること
- (4) 法体園地経営に関わる検討
 - ・ 施設の管理、運営方法について検討を図ること
 - ・ 施設経営に関わる人材育成計画について検討を図ること
 - ・ 戦略的なプロモーション方法の検討を図ること
- (5) 再整備計画書の作成
 - ・ 検討事項をまとめた報告書
 - ・ 法体園地整備によって目指すべき将来的なイメージ図
 - ・ コンセプトに即した施設、看板等のデザインイメージ図
- (6) その他
 - ・ 必要と認められる業務

6. 成果品

上記委託業務(1)～(5)の電子データ一式と紙ベース1部

なお、(6)の基本計画書は印刷物一式を含む。

※完了検査は、本仕様書に伴う業務実績(提出資料等)、計画書及び計画書概要版の印刷物にて実施する。

7. 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置のこと。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時事務局と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様である。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、事務局と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。

- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに事務局が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で由利本荘市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。

8. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

9. 事務局

由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
電話 0184-24-6346 ファクシミリ 0184-24-3044
電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp